

第23・24回 事務管理・不当利得

2007/1/9・12

【事務管理】

Case 23-01 長期海外に出て留守になっているXの隣人Yの土塀に自動車が衝突して穴があいてしまった。Yとは連絡が取れなかったXは、土塀が崩れたままだと不用心だと警察からの指摘を受け、Yから留守宅の面倒を見て欲しいと依頼を受けているわけではなかったが、Yの名前でZに修理を依頼した。ZはXの指示を受け、修理の足場の設置をするため、Yの庭に立ち入った。その後、帰国したYは、Xの処置には感謝の意を表したが、土塀は撤去してモダンなフェンスにする予定だったことから、余計なことをしてくれたとも感じていた。さらに、Yは、庭の片隅で大切に育てていた稀少植物甲が踏み荒らされて枯れてしまっていることを発見し、立腹している。

- ①すでにZに30万円の工事代金を支払っている場合、Xは30万円や相当額の報酬をYに求めることができるか。
- ②Zに対する工事代金30万円が未払だった場合、Xはどういう主張ができるか。
- ③Yは、XやZに甲の損害について賠償を請求することができるか。

1 事務管理という用語と意義

- ・ Geschäftsführung ohne Auftrag (独：委任によらない事務処理)

2 事務管理の成立要件

- ①「他人の…事務の管理」を始めたこと (事務の他人性、697条1項)
 - ・ 客観的な性質から他人の事務に当たる場合でなくてもよい (通説)
 - ・ 法律行為でも事実行為でもよい
- ②「他人のために」する意思 (事務管理意思・利他的意思、697条1項)
 - ・ 自己のためにする意思が併存していてもよい
- ③事務処理義務の不存在 ~~(明文規定なし)~~
 - ・ 義務を超えた行為も含む **例** 負担部分を超える ~~連帯債務者~~や共同保証人の弁済
- ④本人の利益や意思に反することが明らかでないこと (679条2項・700条ただし書参照)

3 事務管理の効果

(1) 管理者と本人の間の効果

- ①他人の権利領域に干渉したことの違法性の阻却
- ②管理者の債務の発生
 - ・ 本人の利益と意思にかなった事務処理債務の発生 (697条)
 - 通常は善管注意義務。**例外** 緊急事務管理の場合の軽過失免責 (698条)
 - ・ 事務処理開始通知義務 (699条)
 - ・ 事務処理の継続または中止の義務 (700条)
 - ・ 受任者に準じる義務と責任 (701条→645～647条)

③本人の債務の発生

- ・有益費用または現受利益の償還義務（702条1項・3項）
- ・有益な債務または現受利益債務の代弁済請求権（702条2項・3項→650条2項）
- ・原則として報酬請求権なし **例外** 遺失物法28条

(2) 本人と第三者（法律行為の相手方）との間の効果

- ・代理権は不発生。効果不帰属（顕名代理でも無権代理）
本人の追完や追認で効果が帰属

【不当利得制度概論】

Case 23-02 ① XとYは絵画甲を2000万円で売買する契約を締結し、XはYに代金を支払い、YはXに甲を引き渡した。ところが、両者が著名画家Aの作であると信じて契約した甲は贋作であった。XとYの法律関係はどうか。

② XはYから期間1年利息年30%の約定で1000万円を借り受け、1年後に元利合計1300万円をYに返済した。その後、知人からこの契約は利息制限法違反であるとの指摘を受けた。XはYにどのような請求ができるか。

Case 23-03 ① YはXがAから盗んだ時価1200万円相当の新品の建設機械甲を盗品であるとは知らずに1000万円で買い受け、3か月使用した後に第三者Zに800万円で転売した。Zと甲の所在は不明である。XはYにどのような請求ができるか。新品の甲の相当品をレンタルすると月額50万円程度のレンタル料がかかり、3か月使用した甲の相当品の中古価格は、1000万円程度と考えられるものとする。

② Yは自己所有の甲土地を駐車場とし、6か月間、月額1万円で30人に賃貸して収益をあげていたが、Yが甲に含まれると信じていた駐車スペース2台分の土地は、本当は遊休地であった隣地乙土地の一部であることが判明した。乙の所有者XはYにどのような請求を行うことができるか。

Case 23-04 ① XとYの自動車が衝突し、通行人Zを負傷させた。後にこの事故の発生についてのXとYの過失の割合は4対6と評価されたが、Xは、Zとの示談で1000万円を賠償金として支払った。XはYにどのような請求ができるか。

② Y市の水道管が地震によって破損したところ、工事のミス疑いがあったことから、従前にこの設置工事を行ったXが、Yからの要請もないのに100万円の費用をかけて補修工事を行った。後の調査で、水道管の破損はXの工事ミスによるものでないことが判明した。Xは、Yに同規模工事の平均入札額150万円を請求できるか。

1 不当利得の具体例と意義

- ・誤って実行された無効な契約の清算（**Case 23-02**）
- ・本来権利者に帰属すべき価値の取戻し（**Case 23-03**）
- ・本来他人が負担すべき出捐の肩代わりの清算（**Case 23-04**）
→いずれも法律上の原因のない受益を、受益者の故意・過失とは関係なく、あるべき財産状態との客観的な齟齬だけを理由に返還させる制度（703条参照）

2 不当利得制度の理解の変遷

(1) 個別的規定から一般規定への統合へ

- ・ローマ法以来の個別訴権→事務管理からの分離・独立→ドイツ・スイス民法での一般的規定への統合

(2) ゴミ箱から箱庭へ

- (a) 二元論的衡平説：形式的・一般的には正当視される財産的価値の移動が、実質的・相対的には正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾の調整を試みる制度；一般条項的な最後の手段（不当利得の補充性）

- (b) 類型論：他の実定法上の諸制度と同一の平面で機能を分担する制度であり、財産法の体系に沿う形で類型毎に要件や効果が異なるため、統一的な制度理解は不可能

類型の立て方や名称には未だ確立した見解はない

- ①給付利得－運動法型不当利得－矯正法的不当利得
- ②侵害利得－他人の財貨からの利得－帰属法型（運動法的）不当利得
- ③支出利得－費用償還・求償型不当利得－負担帰属法型不当利得

(c) 箱庭論（全実体法体系投影論）や新統一説の登場

- ・箱庭論：類型峻別の否定（「両性法的不当利得」－物権変動の有因主義を反映）と民法の範囲を超えた体系理解

【不当利得制度の要件と効果】

1 要件全般と典型例における各要件の類型別の意義

(1) 703条・704条の要件と効果と伝統的通説の理解

- ・703条が不当利得の一般原則、704条は責任加重
- ・703条の要件：①受益、②損失、③因果関係、④法律上の原因の欠如
※受益者の善意（無過失）は、返還債務の縮減を求める被告に主張・立証責任がある
- ・703条の効果：現存利益の返還債務の発生
※受益と損失＝当該不当利得がなければ当事者が現在あるべかりし仮定的な財産状態と現在の財産状態の差が受益や損失（伝統的な差額説）
- ・704条の要件：受益者の悪意
- ・704条の効果：受益の返還義務（＝現存利益への縮減の否定）、利息支払義務、損害賠償義務

※損害賠償義務は、侵害利得類型特有の不法行為責任の特則

(2) 各要件の類型別の意義

(a) 給付利得の場合

- ・誤った給付（財貨の移転）＝給付受領者の受益＝給付者の損失（損失要件・因果関係要件は、典型的な二当事者関係では同時に充たされる）
- ・法律上の原因の欠如＝給付を基礎づける表見的法律関係が存在しないこと

例 Case 23-02のほか、無効な担保権による配当受領、婚約不成立による結納の返還関係（判例 90）、損害賠償債務がないのになされた賠償、無効な条例に基

づく水道料徴収、特定政党支持のための無効な強制カンパ徴収、養子縁組無効の場合の扶養、適法な執行の前提となる実体的権利の不存在など

- ・占有も受益に当たる [例] 無効な他人物売買や他人物賃貸借の買主や借主の占有

(b) 侵害利得の場合

- ・受益＝非権利者の事実上の利益享受、損失＝権利者に割り当てられている権利が非権利者に事実上行使されたこと（通常の場合には、受益者と損失者が確定すれば因果関係要件も充たされる）
- ・使用・収益（Case 23-03①②のYの使用・収益）は受益になるが、占有自体は侵害利得では受益とならない→物権的請求権との機能分担
- ・法律上の原因の欠如＝受益が利益を割り当てている帰属秩序に反すること
※有効な契約は、契約当事者でない権利者との関係では、法律上の原因とならない
←契約の相対効 [例] Case 23-03①のA Y間の売買契約やY Z間の転売契約
※優先順位に反した受益（[例] 誤配当による後順位抵当権者の配当金受領）も、先順位者との関係では法律上の原因を欠く

(c) 支出利得の場合

- ・受益＝本来負担すべき支出を免れたこと、損失＝本来の負担者以外の出捐（損失・因果関係は、通常の場合には問題にならない）。
- ・法律上の原因の欠如＝出捐が契約・事務管理・法規などによる債務に基づくものでないこと
※自分が最終的に負担する意思で行った出捐には法律上の原因がある（[例] 息子の葬儀費用を出した父から嫁への返還請求）
※最終的な負担部分を超える弁済は、法律上の原因を欠く（[例] Case 23-04①）

(3) 効果の類型別の共通点と相違

(a) 共通点

- ・返還目的物の転売では、利得者が善意であれば、現実の売却代金と客観的市場価格の低い方が受益額
- ・返還義務者が善意の間に受益を失えば、その限度で利得が消滅・縮減するが、返還目的物（とりわけ金銭）を使用しても、多くの場合には出費の節約があるので、現存利益への縮減はない。現存利益への縮減は、善意で利得がなければ行わなかったような支出をした場合（浪費）に限られる。利得の消滅は、返還義務者が消滅時の善意と共に主張・立証しなければならず、認められにくい。

[判例] 94（富士銀行手形払戻金事件）

(b) 給付利得の場合

- ・給付されたもの自体もしくはその価値の全部返還が原則
- ・果実・使用利益も客観的価格の範囲で返還を要する（給付利得当事者間では189条1項は不適用←→従来判例・多数説）

[判例] 93＝百72（東京銀行利息相当額返還事件）

- ・給付受領者が投下した費用の返還は、196条・299条（交換型契約）、596条・608条（利用型契約）を類推適用
- ・双務契約の清算の場合の同時履行や危険負担（536条の債務者主義）の類推適用

←双務的牽連関係の反映

- ・商行為の清算の場合には、法定利率は6%（商526条類推）
- ・消滅時効について、判例は一律10年とするが、表見的法律関係において定められている時効期間を適用すべき

(c) 侵害利得の場合

- ・価格返還のみが原則←物権的請求権との機能分担
- ・果実・使用利益、必要費・有益費の処理には、物権的請求権の付属規範（189～191条・196条）が類推適用される。
- ・受益者が無権限処分者に対して支払った代金は、衡平説かつ差額説では控除対象になるが、判例は揺れている（否定例：大判昭和12年7月3日民集16巻1089頁、肯定例：高松高判昭和37年6月21日高民集15巻4号296頁）。類型論では、侵害利得返還債権者は受益者と第三者の間の契約に拘束されるいわれがないこと（194条に類する場合のみ控除可能）、および、善意占有者の果実収取権（189条）が第三者に支払った対価の控除を認めない代わりにの措置としての性格をもつことから、原則不控除。

(d) 支出利得の場合

- ・常に金銭による不当利得返還
- ・利得押付けの防止という観点
 - 現に利益を受ける限度での利得返還義務（196条、462条2項、608条などを類推）
 - 求償債務者は、従来 of 債権者に対する抗弁権を求償債権者にも対抗可能（468条2項類推）
 - 原債権の消滅時効期間や時効進行状態が引き継がれる

2 多数当事者間の不当利得

(1) 契約当事者以外への給付と不当利得

Case 23-05 Xは、Yとの間で、Yに金銭を貸し付ける金銭消費貸借契約を締結したが、Yの指示により、貸付元本は訴外Bの口座に振り込んだ。しかし、この契約は、YがAに強迫されてXから借りさせられたものであったため、Yはこの契約を取り消した。XはYに、貸付元本相当額の不当利得の返還を求めることができるか。

- ・YかBのいずれが給付受領者かが問題。

判例 百71：原則としてYが利得者だが、Y B間に何らの関係もなく、YはAの指示を受けてBに対する振込みをXに指示したすぎない場合には、Yには利得はない

- ・Yを受益者としつつ、Yは、Bに対する不当利得返還債権を、受益の代位物として譲渡する形でXに返還すればよいとの構成も考えうる

(2) 金銭騙取の不当利得

Case 23-06 ①AはXから金銭を騙取し、A自身の債権者Yに弁済として給付した。XはYに不当利得の返還を求めうるか。AがXに指示して、直接Yに金銭を交付させ

た場合と違いがあるか。

② AはXから金銭を騙取し、Zの債権者Bに第三者弁済として給付した。ZもBも騙取金による弁済であることは知らなかった。XはZに不当利得の返還を求めうるか。

③ AはBの代理人と称してYから金銭を騙取して費消し、犯行を隠蔽するため、続いて同様にBの代理人と称してXから金銭を騙取し、Bからの弁済と詐ってYに交付した。XはYに不当利得の返還を求めうるか。

- ・ **戦前の判例** 88：因果関係の直接性理論により、Aの下で金銭がAの一般財産と混和していない場合及び直接交付の場合にのみ、XやZの不当利得返還責任を肯定。
- ・ 金銭所有権についての「占有＝所有」理論が採用されると、直接交付型以外は、Aの金銭からの利得となって、直接の不当利得関係は生じないはず
- ・ **判例** 89（農林事務官国庫金詐取事件）：社会通念上の因果関係で足りるとし、Yが悪意か善意・重過失であれば、Yの不当利得返還責任を認めうる
- ・ 衡平説：ほぼ判例を支持。有価証券の善意取得の類比を根拠にするものがある。
- ・ 類型論：反対が多い（③ではYへの弁済は非債弁済になってしまう）。物権的価値返還請求権と構成するもの、債権者取消権（①）や債権者代位権（②）と構成するもの、XのAに対する侵害利得返還債権に一定の場合、他の債権者に対する優先的効力を認めるべきとするものなど多様

(3) 転用物訴権

Case 23-07 AはYから賃借していたブルドーザー甲をXに修理させたが、修理代金を支払わないままで倒産した。Yは甲をAから引き揚げ、第三者に転売した。XはYに不当利得の返還を求めうるか。

- ・ ローマ法以来の伝統的な類型。契約相手方に対する給付が第三者の所有物にとって利益となった場合に、直接の利得返還請求権を認める制度。ドイツ民法は明確に否定し（←契約関係の自律性・相対性の尊重、取引安全への配慮）、そのために因果関係の直接性理論を採用
- ・ **判例** 91（ブルドーザー修理事件）：因果関係の直接性を認めて請求を認容
92（店舗ビル改築事件）：YがAとの賃貸借契約関係で対価関係なく利益を受けた場合に限って請求を認容
- ・ 衡平説：肯定的。類型論：否定的もしくは限定的肯定説（特殊類型として）

【給付利得の特則】

1 非債弁済（705条）

Case 23-08 XはY（貸金業者ではない）から利息制限法の制限利率を超える高利で借金をし、このことを十分認識せずに2006年11月まで利息を払ってきたが、知人から違法な高利は支払う必要はないと指摘されたので、すでに払いすぎた利息分を計算

して12月分の利息は支払わなかった。ところが、Yから強く支払いを迫られたので、Xは、怖くなって、結局約定通り利息をYに支払った。Xは過払い利息の返還を求められることができるか。

(1) 制度の趣旨

- ・贈与意思の推定、あるいは、保護に値しない不合理な行動→返還請求の否定

(2) 非債弁済の要件

①債務の弁済としての任意の給付

- ・任意性を欠くことは、弁済受領者から給付者の悪意（後述③）が抗弁として立証された場合にのみ、再抗弁として主張・立証を要する。
- ・**任意性を欠く例** 強制執行、訴追・強制執行を免れるための弁済、相手方に債務不履行責任追及の口実を与えないための弁済、強要された弁済・自動的な決済、返還請求を留保した弁済（弁済意思を欠く弁済）

②債務の不存在 消滅時効にかかった債務は給付磁力を有するから弁済は有効

③給付者の悪意

※例外とすべき場合 詐欺・強迫の被害者、通謀虚偽表示の場合の債権者代位

2 期限前の弁済（706条）と他人の債務の弁済（707条）

- ・706条は、立法の過誤の疑いがあり、實際上ほぼ無用
- ・707条は、他人の債務を自己の債務と誤信して弁済がなされた場合、弁済を有効と信じて証拠類をなくした債権者を保護する趣旨→清算は本人との間の求償型不当利得

3 不法原因給付

Case 23-09 XはYに対して、愛人関係の継続を図るため、所有建物甲を贈与し、引渡を終えたが、関係が妻Aにばれたことから、愛人関係を解消した。Xは、本件建物の返還をYに請求できるか。

(1) 制度の趣旨

- ・クリーン・ハンドの原則。反社会的行為の抑止。
- ・付加的観点：両当事者間の公平・信義の維持、取引の安全

(2) 本条本文の要件

①不法の原因が給付者側にあること

- ・**例** 賭博・買収・賄賂・みかじめ料
- ・90条の不法とのズレ

判例 最判昭35年9月16日民集35卷9号16頁（経済統制法規違反）、96（債権者詐害建物隠匿事件）、他に弱者保護型90条の柔軟化も参照

- ・いわゆる動機の不法も含む

判例 大判大正5年6月1日民録22輯1121頁（密航勧誘周旋者の提供資金返還請求）

②給付が完了していること

←給付未完了時に本条を適用すれば不法な結果の実現に法が手を貸すことになる

判例 97 (妾関係家屋贈与事件：未登記建物－引渡しで給付完了) ←→最判昭和46年10月28日民集25巻7号1069頁 (既登記建物－移転登記まで給付未完了)、最判昭和40年12月17日民集19巻9号2178頁 (担保権－実効まで給付未完了)、手形等振出－最判昭和39年1月23日民集18巻1号37頁)

(3) 本条本文の効果

・給付返還請求権の否定・受領者による給付の反射的保持 (上記97判決)

(4) 本条ただし書の要件

①不法の原因が主として受領者側にあること **判例** 95＝百73(阿片密輸資金事件)

②給付があったこと

(5) 本条ただし書の効果

・例外の例外として本則通り、返還請求が認められ、非債弁済ともならない

(6) 本条の適用範囲等

(a) 物権的請求権 **判例** 上記97判決

(b) 不法行為に基づく損害賠償請求権

判例 最判昭和44年9月26日民集23巻9号1727頁 (不倫相手の女性の損害賠償請求)
最判昭和45年4月21日判時593号32頁 (真実の証言に対して支払った対価)

(c) 返還特約の効力 ①契約当初からの返還特約＝本条本文の潜脱→無効

例 裏口入学金返還特約 (天藤眞「犯罪講師」参照)

②それ以外＝不法実現の中途断念→有効

(d) 代位債権者・破産管財人の返還請求

参考裁判例 大阪地判昭和62年4月30日判時1246号36頁 (豊田商事事件)

(e) 賃貸借契約や消費貸借契約における賃貸目的物や元本の返還請求

4 準事務管理

Case 23-10 Yは、X所有のA社株をXに無断で200万円で売却し、売却代金でB社株を購入した。その後、倒産したA社株が無価値となったのに対し、B社株は400万円に値上がりしている。XはYに、B社の株式または400万円の返還を求めうるか。

(1) 問題状況

特許法102条1項のような損害推定規定がないと、不法行為・不当利得では損害ないし損失要件が充たされないか、無意味な場合が多いが、制裁的損害賠償は日本法では認められていない。悪意又は重大な過失によって他人の権利を無断で行使して収益をあげた場合、その収益を剥奪することができるか。

(2) 準事務管理

・利他的意思の要件が欠けていても事務管理の規定を類推して結果の引渡義務を認める (ドイツ民法687条2項はこの趣旨の明文を置く)。